

<h1>静岡市報</h1>	No. 30
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡音楽館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 5

人事委員会規則

- 不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 97

教育委員会規則

- 静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 101

上下水道局管理規程

- 静岡市上下水道局庁舎管理規程等の一部を改正する規程・・・・・・・・・・ 107

消防本部訓令

- 静岡市消防音楽隊規程の一部改正・・・・・・・・・・ 114
- 静岡市火災予防査察等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・ 115
- 静岡市火災予防等違反処理規程の一部改正・・・・・・・・・・ 116
- 静岡市消防局救急業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・ 117
- 静岡市火災調査規程の一部改正・・・・・・・・・・ 118

告 示

- 静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の一部改正・・・・・・・・・・ 120
- 静岡市老人ホーム入所者等費用徴収事務取扱要綱の一部改正・・・・・・・・・・ 121
- 静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程の一部改正
・・・・・・・・・・ 122
- 静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業清算金取扱要領の一部改正・・・・・・・・ 123
- 静岡ヘリポート運用管理要綱の一部改正・・・・・・・・・・ 124

消防本部告示

- 静岡市防火基準への適合を示す表示マークに関する規程の一部改正・・・・・・・・・・ 126

規 則

静岡市規則第64号

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和3年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例(令和3年静岡市条例第11号)の施行期日は、
令和3年9月1日とする。

静岡市規則第65号

静岡音楽館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和3年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡音楽館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡音楽館条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第12号）の施行期日は、令和3年9月1日とする。

静岡市規則第66号

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項、第4項及び第6項中「し、印を押すことを」を削り、同条第7項中「及び印」を削り、同条第8項中「署名をし、印を押した」を「署名をした」に改める。

第14条第1号中「及び押印」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号中「及び押印」及び「㊟」を削り、同様式備考中「記載し、押印して」を「記載して」に改める。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考中「記載し、押印して」を「記載して」に改める。

様式第8号中「㊟」を削る。

(静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成15年静岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（注）を削る。

様式第6号（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

様式第8号（注）を削る。

様式第11号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号（注）を削る。

(静岡市議会政務活動費の交付に関する規則の一部改正)

第3条 静岡市議会政務活動費の交付に関する規則（平成15年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号（1枚目）中「㊟」を削る。

(静岡市補助金等交付規則の一部改正)

第4条 静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市建設工事執行規則の一部改正)

第5条 静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第9号から様式第14号まで、様式第17号、様式第19号から様式第21号まで及び様式第24号中「㊟」を削る。

(静岡市財産管理規則の一部改正)

第6条 静岡市財産管理規則（平成15年静岡市規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市物品管理規則の一部改正)

第7条 静岡市物品管理規則(平成15年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「あて先 静岡市長」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第13号中「あて先 静岡市長」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部改正)

第8条 静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則(平成15年静岡市規則第55号)

の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号(注)1中(3)を削り、(4)を(3)とする。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例施行規則の一部改正)

第9条 静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例施行規則(平成15年静岡市規則第56号)

の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(静岡市篤志奨学基金条例施行規則の一部改正)

第10条 静岡市篤志奨学基金条例施行規則(平成15年静岡市規則第58号)の一部を次のように

改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市税条例施行規則の一部改正)

第11条 静岡市税条例施行規則(平成15年静岡市規則第59号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第18号(注)を削る。

様式第19号(注)を削る。

様式第25号の2(注)を削る。

様式第25号の3(注)を削る。

様式第43号(表)中「㊟」を削り、同(表)(注)を削る。

様式第46号中「㊟」を削る。

様式第50号(その1)、(その6)及び(その15)中「記入し代表者印を押して」を「記入して」に改める。

様式第50号（その20）（注）を削る。

様式第50号（その21）及び様式第54号から様式第57号までの規定中「㊟」を削る。

様式第59号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第61号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第64号（注）を削る。

様式第65号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第69号中「㊟」を削り、同様式（注）中「記載し、その者が押印して」を「記載して」に改める。

様式第69号の2中「㊟」を削り、同様式（注）中「記載し、その者が押印して」を「記載して」に改める。

様式第71号、様式第72号、様式第74号、様式第75号、様式第78号、様式第79号、様式第81号、様式第89号及び様式第91号中「㊟」を削る。

様式第94号（その1）（注）4を削る。

様式第94号（その2）中「㊟」を削る。

様式第96号（その1）（注）を削る。

様式第96号（その2）（注）を削る。

様式第97号（注）を削る。

様式第100号（注）を削る。

様式第101号中「㊟」を削る。

様式第102号（注）3を削る。

様式第103号（その1）（注）を削る。

様式第103号（その2）（注）を削る。

様式第107号（注）中3を削り、4を3とする。

様式第109号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第110号（注）5を削る。

様式第111号（注）5を削る。

様式第112号（注）を削る。

様式第113号（注）を削る。

様式第114号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2中「㊟」を削る。

様式第114号の2の2（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の3（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の4（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の5（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の6（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の7（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の8（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の3（注）2中「署名し、又は記名押印して」を「記名して」に改め、同2ただし書を削る。

様式第114号の5（注）2中「署名し、又は記名押印して」を「記名して」に改め、同2ただし書を削る。

様式第114号の8（注）2中「署名し、又は記名押印して」を「記名して」に改め、同2ただし書を削る。

様式第117号（注）を削る。

様式第129号（その1）（注）3を削る。

様式第129号（その2）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第131号（注）を削る。

様式第135号中「㊟」を削る。

様式第137号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第140号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第141号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第142号（裏）（注）3を削る。

様式第152号（注）4を削る。

様式第154号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第155号中「㊟」を削る。

様式第156号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第157号から様式第159号までの規定中「㊟」を削る。

様式第160号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第162号（注）を削る。

（静岡市納税貯蓄組合規則の一部改正）

第12条 静岡市納税貯蓄組合規則（平成15年静岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

（静岡競輪場等使用規則の一部改正）

第13条 静岡競輪場等使用規則（平成15年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市印鑑条例施行規則の一部改正）

第14条 静岡市印鑑条例施行規則（平成15年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

附則様式中「㊟」を削る。

様式第2号中「署名押印し」を「記入し」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

（静岡市自動車の臨時運行の許可に関する規則の一部改正）

第15条 静岡市自動車の臨時運行の許可に関する規則（平成15年静岡市規則第68号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部改正）

第16条 静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則様式第1号中「㊤」を削る。

様式第1号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第4号(注)を削る。

様式第7号、様式第9号その1(甲)、様式第9号その2(甲)及び様式第9号その3(甲)中「㊤」を削る。

様式第9号その4(甲)中「㊤」を削り、「代理記入の上、押印して」を「受取代理人が記入して」に改める。

様式第11号その1(注)を削る。

様式第11号その2(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第14号(注)を削る。

様式第15号、様式第15号の2及び様式第15号の2の4中「㊤」を削る。

様式第16号中

「	住所		「	住所	
世帯主	氏名	㊤	を	世帯主	氏名
	個人番号				個人番号
	電話	」		電話	」

に改める。

様式第19号中「㊤」を削る。

様式第22号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第24号及び様式第28号中「㊤」を削る。

様式第31号（注）を削る。

様式第33号（裏）中「㊤」を削る。

（静岡市国民健康保険診療所条例施行規則の一部改正）

第17条 静岡市国民健康保険診療所条例施行規則（平成15年静岡市規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（注）を削る。

様式第3号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

様式第4号中「㊤」を削り、同様式（注）を次のように改める。

（注）本人が重体で記載できない場合又は未成年者の場合は、世帯主が代理してください。

様式第5号（注）を削る。

（静岡市介護保険条例等施行規則の一部改正）

第18条 静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「（注）申請者氏名欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。」を削る。

様式第6号中

「

（注）

- 1 申請者氏名欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。
- 2 再交付申請する証書欄の1から4までの証書の再交付にあつては、個人番号を
記入してください。
- 3 再交付申請する証書欄の1から4までの証書の再交付と5以降の証書の再交付を同時に申請する場合は、それぞれ申請書を提出してください。

」

「

(注)

- 1 再交付申請する証書欄の1から4までの証書の再交付にあつては、個人番号を記入してください。
- 2 再交付申請する証書欄の1から4までの証書の再交付と5以降の証書の再交付を同時に申請する場合は、それぞれ申請書を提出してください。

」

改める。

様式第7号中

「

申請者氏名又は提出代行者名称 (注) 提出代行者のみ押印	該当に○ (居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・社会保険労務士) ㊦	被保険者との関係 (注) 提出代行者は記入しない。	
---------------------------------	---	------------------------------	--

」

「

申請者氏名又は提出代行者名称	該当に○ (居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・社会保険労務士)	被保険者との関係 (注) 提出代行者は記入しない。	
----------------	--	------------------------------	--

」

改める。

様式第8号中

「

申請者氏名又は提出代行者名称 (注) 提出代行者のみ押印		被保険者との関係 (注) 提出代行者は記	
---------------------------------	--	-------------------------	--

を

		入しない。	
--	--	-------	--

「

申請者氏名又は提出 代行者名称		被保険者との 関係 (注) 提出 代行者は記 入しない。	
--------------------	--	--	--

に

改める。

様式第9号その1(表)中「ちょう付」を「貼付」に改める。

様式第19号及び様式第21号中「㊟」を削る。

様式第21号の2及び様式第22号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第23号（注）を削る。

様式第25号の2中「（注）被保険者氏名欄には、被保険者が署名し、又は記名押印してください。」及び「平成」を削る。

様式第26号、様式第27号の2及び様式第28号中「㊟」を削る。

様式第29号（表）中「（注）申請者欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。」を削り、同様式（裏）中「㊟」を削る。

様式第31号（注）を削る。

様式第31号の2（注）を削る。

様式第34号中「㊟」を削る。

様式第35号（表）（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第39号（注）を削る。

様式第47号（注）を削る。

様式第49号から様式第49号の7までの規定中「㊟」を削る。

様式第50号（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（記入上の注意事項）中2を削り、3を2とし、4から12までを3から11までとする。

様式第50号の2中「㊟」を削る。

様式第51号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第52号中「㊟」を削り、同様式（注）中2を削り、3を2とする。

様式第52号の6、様式第52号の8から様式第52号の11の3まで及び様式第52号の11の5から様式第52号の12までの規定中「㊟」を削る。

様式第61号及び様式第64号中「（注）申請者氏名欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。」を削る。

様式第66号（注）を削る。

様式第68号中

「委任者		「委任者
住所	を	住所
氏名	印	氏名

に改める。」

（静岡市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則の一部改正）

第19条 静岡市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則（平成17年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）3を削る。

様式第2号(注)3を削る。

様式第3号(注)3を削る。

様式第4号(注)を削る。

様式第5号(注)3を削る。

(静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則の一部改正)

第20条 静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則(平成30年静岡市規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)3を削る。

様式第2号(注)3を削る。

様式第3号(注)3を削る。

様式第4号(注)を削る。

様式第5号(注)3を削る。

(静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第21条 静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例施行規則(平成18年静岡市規則第208号)の一部を次のように改正する。

様式第3号その1(注)を削る。

様式第3号その2(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市消費生活条例施行規則の一部改正)

第22条 静岡市消費生活条例施行規則(平成19年静岡市規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第5号、様式第9号、様式第10号、様式第14号及び様式第16号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第21号(裏面)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

様式第23号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市女性会館条例施行規則の一部改正)

第23条 静岡市女性会館条例施行規則(平成15年静岡市規則第75号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第2号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)

とする。

様式第5号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第24条 静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成29年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第7号及び様式第13号中「㊟」を削る。

様式第18号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第22号、様式第27号、様式第29号、様式第32号及び様式第38号中「㊟」を削る。

(静岡市市民活動センター条例施行規則の一部改正)

第25条 静岡市市民活動センター条例施行規則（平成18年静岡市規則第155号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市市民文化会館条例施行規則の一部改正)

第26条 静岡市市民文化会館条例施行規則（平成15年静岡市規則第76号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「㊟」を削る。

(静岡市市民文化会館前駐車場条例施行規則の一部改正)

第27条 静岡市市民文化会館前駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第78号）の一部を次の

ように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「㊦」を削る。

(静岡市民ギャラリー条例施行規則の一部改正)

第28条 静岡市民ギャラリー条例施行規則(平成15年静岡市規則第81号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「折りたたみいす」を「折り畳み椅子」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号中「第14条関係」を「第10条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡音楽館条例施行規則の一部改正)

第29条 静岡音楽館条例施行規則(平成15年静岡市規則第82号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第3号中「㊦」を削る。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号中「㊦」を削る。

(静岡科学館条例施行規則の一部改正)

第30条 静岡科学館条例施行規則(平成16年静岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊦」を削る。

(静岡市生涯学習施設条例施行規則の一部改正)

第31条 静岡市生涯学習施設条例施行規則(平成20年静岡市規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第7号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第8号中「㊦」を削る。

(静岡市東海道広重美術館条例施行規則の一部改正)

第32条 静岡市東海道広重美術館条例施行規則(平成20年静岡市規則第131号)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第7号中「㊦」を削る。

(静岡市美術館条例施行規則の一部改正)

第33条 静岡市美術館条例施行規則（平成21年静岡市規則第103号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市中勘助文学記念館の管理に関する規則の一部改正）

第34条 静岡市中勘助文学記念館の管理に関する規則（平成29年静岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

（静岡市多目的スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正）

第35条 静岡市多目的スポーツグラウンド条例施行規則（平成16年静岡市規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）を削る。

（静岡市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正）

第36条 静岡市コミュニティセンター条例施行規則（平成18年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第1号その2（注）を削る。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号その1（注）を削る。

様式第5号その2（注）を削る。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市テニス広場条例施行規則の一部改正）

第37条 静岡市テニス広場条例施行規則（平成26年静岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）を削る。

（静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則の一部改正）

第38条 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則（平成29年静岡

市規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第39条 静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則(令和2年静岡市規則第82号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第3号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号(注)を削る。

様式第6号(注)を削る。

(静岡市中央福祉センター条例施行規則の一部改正)

第40条 静岡市中央福祉センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第84号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第7号から様式第9号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市清水社会福祉会館条例施行規則の一部改正)

第41条 静岡市清水社会福祉会館条例施行規則(平成15年静岡市規則第85号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「第13条」を「第14条」に改める。

(静岡市社会福祉法施行細則の一部改正)

第42条 静岡市社会福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)、様式第2号(表)、様式第4号から様式第6号まで、様式第8号、様式第10号及び様式第13号中「㊟」を削る。

(静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の一部改正)

第43条 静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則(平成16年静岡市規則第85号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第8号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式(注)を削る。
(静岡市地域福祉共生センター条例施行規則の一部改正)

第44条 静岡市地域福祉共生センター条例施行規則(平成30年静岡市規則第73号)の一部を次のように改正する。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

(静岡市救護所管理規則の一部改正)

第45条 静岡市救護所管理規則(平成15年静岡市規則第90号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市生活保護法施行細則の一部改正)

第46条 静岡市生活保護法施行細則(平成15年静岡市規則第91号)の一部を次のように改正する。

様式第14号、様式第16号及び様式第18号から様式第22号までの規定中「㊟」を削る。

様式第23号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第25号、様式第34号、様式第36号、様式第38号、様式第40号、様式第44号、様式第45号、様式第47号、様式第49号、様式第51号、様式第52号及び様式第54号中「㊤」を削る。

(静岡市生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

第47条 静岡市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで及び様式第10号から様式第12号までの規定中「㊤」を削る。

(静岡市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則の一部改正)

第48条 静岡市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則（平成15年静岡市規則第92号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（別紙）中「あて先」を「宛先」に改め、同（別紙）（注）を削る。

様式第2号（別紙）中「あて先」を「宛先」に改め、同（別紙）（注）を削る。

(静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部改正)

第49条 静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成20年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第13号から様式第21号までの規定中「㊤」を削る。

様式第22号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第23号、様式第26号、様式第35号及び様式第37号中「㊦」を削る。

(静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第50条 静岡市老人福祉センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第93号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第8号中「㊦」を削る。

(静岡市高齢者生活福祉センター条例施行規則の一部改正)

第51条 静岡市高齢者生活福祉センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第103号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第15号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市老人憩の家条例施行規則の一部改正)

第52条 静岡市老人憩の家条例施行規則(平成15年静岡市規則第94号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

(静岡市世代間交流センター条例施行規則の一部改正)

第53条 静岡市世代間交流センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第96号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第5号中「㊦」を削る。

(静岡市養護老人ホーム条例施行規則の一部改正)

第54条 静岡市養護老人ホーム条例施行規則(平成17年静岡市規則第155号)の一部を次のよう

に改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市清水松風荘管理規則の一部改正)

第55条 静岡市清水松風荘管理規則（平成15年静岡市規則第97号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「すべて」を「全て」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市老人福祉法施行細則の一部改正)

第56条 静岡市老人福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第101号）の一部を次のように改正する。

様式第10号（注）を削る。

様式第14号中「㊟」を削る。

様式第17号（注）を削る。

様式第25号、様式第29号及び様式第30号中「㊟」を削る。

様式第33号（注）を削る。

(静岡市外国人高齢者福祉手当規則の一部改正)

第57条 静岡市外国人高齢者福祉手当規則（平成15年静岡市規則第104号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第6号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

(静岡市立こども園条例施行規則の一部改正)

第58条 静岡市立こども園条例施行規則（平成27年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第59条 静岡市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年静岡市規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号及び様式第9号中「㊟」を削る。

(静岡市待機児童園条例施行規則の一部改正)

第60条 静岡市待機児童園条例施行規則（平成27年静岡市規則第52号）の一部を次のように改

正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第6号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

(静岡市子育て支援センター条例施行規則の一部改正)

第61条 静岡市子育て支援センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第107号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市児童館条例施行規則の一部改正)

第62条 静岡市児童館条例施行規則(平成15年静岡市規則第108号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正)

第63条 静岡市子ども・子育て支援法等施行細則(平成27年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第2号の2までの規定中「(注) 保護者氏名欄は、保護者本人がそれぞれ署名し、又は記名押印してください。」を削る。

様式第9号及び様式第9号の2中「(注) 保護者氏名欄は、保護者本人が署名し、又は記名押印してください。」を削る。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式(注)1を削り、同(注)2中「記入し、代表者印を押印するとともに」を削り、同2を同(注)1とし、同(注)中3を2とし、4を3とする。

様式第19号、様式第21号、様式第23号から様式第25号まで、様式第27号、様式第29号から様式第33号まで、様式第35号及び様式第36号中「㊟」を削る。

(静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第64条 静岡市児童福祉法等施行細則(平成15年静岡市規則第110号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号その1(4枚目)及び様式第4号その2(3枚目)中「印」を削る。

様式第5号の2(表面)中「㊟」を削る。

様式第5号の2の3(表面)(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号の2の8（表面）、様式第5号の2の11及び様式第5号の2の12中「㊤」を削る。

様式第5号の2の16（注）を削る。

様式第5号の2の17（注）を削る。

様式第5号の2の21その1から様式第5号の2の21その3まで及び様式第5号の2の24その1から様式第5号の2の25までの規定中「㊤」を削る。

様式第5号の7（六）及び（七）中「事業者確認印」を「事業者確認欄」に改める。

様式第8号の11（三）中「施設確認印」を「施設確認欄」に改める。

様式第8号の16、様式第8号の18から様式第8号の25まで、様式第13号及び様式第17号から様式第19号までの規定中「㊤」を削る。

様式第34号（注）を削る。

様式第35号（注）を削る。

様式第36号から様式第38号の5まで、様式第38号の7から様式第38号の9まで、様式第38号の11から様式第38号の13まで及び様式第39号（表）中「㊤」を削る。

様式第41号（注）を削る。

様式第42号（注）を削る。

様式第45号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第47号その1（1枚目）及び様式第47号その2（1枚目）中「㊤」を削る。

様式第48号（注）を削る。

様式第49号（注）を削る。

様式第50号その1（1枚目）及び様式第50号その2（1枚目）中「㊤」を削る。

（静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第65条 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第111号）の一部を次のように改正する。

様式第21号（注）を削る。

様式第22号（注）を削る。

様式第23号（注）を削る。

（静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則の一部改正）

第66条 静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第112号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）（注）を削る。

様式第2号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第3号(注)1中「及び保護者」を削り、「児童委員等がそれぞれ」を「児童委員が」に改める。

様式第6号(注)中2を削り、3を2とする。

(静岡市子ども医療費助成規則の一部改正)

第67条 静岡市子ども医療費助成規則(平成15年静岡市規則第113号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号(裏)注意事項8中「払い戻し」を「払戻し」に改める。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部改正)

第68条 静岡市母子家庭等医療費助成規則(平成15年静岡市規則第114号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第2号その1及び様式第2号その2中

「被保険者 住所
(組合員) 氏名 ㊟」を「被保険者 住所
(組合員) 氏名」に改める。

様式第5号中

「住所 ㊟」を「住所
受給者 氏名 ㊟」に改める。
電話番号 — 」電話番号 — 」

様式第5号の2その1から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

様式第7号(注)を削る。

様式第10号(注)を削る。

(静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部改正)

第69条 静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第115号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市身体障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第70条 静岡市身体障害者福祉センター条例施行規則(平成18年静岡市規則第220号)の一部を

次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部改正)

第71条 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則(平成15年静岡市規則第116号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

(静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部改正)

第72条 静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第117号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部改正)

第73条 静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則(平成16年静岡市規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部改正)

第74条 静岡市児童発達支援センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第118号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市母子療育訓練センター条例施行規則の一部改正)

第75条 静岡市母子療育訓練センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第121号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第76条 静岡市身体障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第122号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「㊟」を削る。

様式第15号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第18号(注)を削る。

様式第20号中「すべて」を「全て」に改め、同様式(注)を削る。

様式第40号中

「

備	1 この申請書に、申請の理由を証明する書類を添付してください。 2 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。
考	

を

」

「

備	この申請書に、申請の理由を証明する書類を添付してください。
考	

に

」

改める。

(静岡市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第77条 静岡市知的障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第123号)の一部を次のように改正する。

様式第10号（注）を削る。

様式第12号中「すべて」を「全て」に改め、同様式（注）を削る。

様式第16号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第18号（注）を削る。

様式第21号中「印」を削る。

様式第25号（注）を削る。

（静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部改正）

第78条 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（平成18年静岡市規則第179号）の一部を次のように改正する。

様式第8号（七）から（十八）まで及び様式第8号の2（四）中「事業者確認印」を「事業者確認欄」に改める。

様式第13号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第14号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第17号及び様式第21号中「㊟」を削る。

様式第28号中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第28号の2中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第28号の3中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5までとする。

様式第28号の4中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第28号の5から様式第28号の7の2まで及び様式第29号から様式第31号までの規定中「㊟」を削る。

様式第32号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第43号、様式第47号から様式第49号まで及び様式第54号から様式第55号までの規定中「㊦」を削る。

様式第59号（注）（必要書類）①中「と印鑑」を削る。

様式第62号中「記入、押印し」を「記入し」に改める。

（静岡市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録に関する規則の一部改正）

第79条 静岡市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録に関する規則（平成25年静岡市規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「㊦」を削る。

（静岡市重度心身障害児扶養手当条例施行規則の一部改正）

第80条 静岡市重度心身障害児扶養手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第125号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号を削る。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2中「及び保護者」を削り、「児童委員等がそれぞれ」を「児童委員が」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

(静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部改正)

第81条 静岡市重度心身障害者医療費助成規則(平成15年静岡市規則第126号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第2号その1及び様式第2号その2中

「	住所	「	住所
被保険者		を 被保険者	に改める。
(組合員・加入者)氏名	㊟	(組合員・加入者)氏名	」

様式第4号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

様式第6号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

(静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部改正)

第82条 静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則(平成15年静岡市規則第127号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第9号及び様式第11号中「㊟」を削る。

(静岡市精神障害者医療費助成規則の一部改正)

第83条 静岡市精神障害者医療費助成規則(平成15年静岡市規則第128号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

【様式は掲載省略】

様式第2号中「肺気しゅ」を「肺気腫」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市外国人障害者福祉手当規則の一部改正)

第85条 静岡市外国人障害者福祉手当規則(平成15年静岡市規則第130号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式(添付書類)3中「わかる」を「分かる」に改める。

様式第6号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

(静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第86条 静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則(平成17年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第8号（注）を削る。

様式第11号（注）を削る。

様式第18号（注）を削る。

様式第26号（注）を削る。

様式第29号（注）を削る。

様式第30号（注）を削る。

様式第31号（注）を削る。

様式第32号（注）を削る。

様式第33号（注）を削る。

様式第34号（注）を削る。

様式第35号（注）を削る。

様式第36号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市こころの健康センター条例施行規則の一部改正）

第87条 静岡市こころの健康センター条例施行規則（平成17年静岡市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別記様式（注）を削る。

（静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則の一部改正）

第88条 静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則（平成17年静岡市規則第104号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市母子保健法施行細則の一部改正）

第89条 静岡市母子保健法施行細則（平成15年静岡市規則第133号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）を削る。

様式第5号中「㊦」を削る。

様式第9号中

「保護者（申請者）住所
氏名 ㊦」を「保護者（申請者）住所
氏名」に改め、同様式（注）を削る。

様式第10号中

「申請者住所
氏名 ㊦」を「申請者住所
氏名」に改め、同様式（注）を削る。

様式第11号（注）を削る。

様式第13号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第14号（注）を削る。

様式第16号（注）を削る。

様式第17号（注）を削る。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

（静岡市健康増進法施行細則の一部改正）

第90条 静岡市健康増進法施行細則（平成16年静岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）を削る。

様式第4号（注）を削る。

（静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正）

第91条 静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（注）を削る。

様式第11号（注）を削る。

様式第12号（注）を削る。

様式第13号（注）を削る。

様式第22号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正）

第92条 静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号中「㊟」を削り、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号中

「

氏名	㊟ (自署する場合は、押印不要です。)		を
----	------------------------	--	---

」

「

氏名			に
----	--	--	---

」

改める。

様式第6号中

「

氏名	㊟ (自署する場合は、押印不要です。)		を
----	------------------------	--	---

」

「

氏名			に
----	--	--	---

」

改める。

様式第7号(表)及び様式第8号(表)中

「

氏名	㊟ (自署する場合は、押印不要です。)	男・女	を
----	------------------------	-----	---

」

「

氏名		男・女	に
----	--	-----	---

」

改める。

様式第9号中

	氏 名	㊟ (自署する場合は、押印不要です。)	を
--	-----	------------------------	---

	氏 名		に
--	-----	--	---

改める。

様式第10号中

氏 名	㊟ (自署する場合は、押印不要です。)	を
-----	------------------------	---

氏 名		に
-----	--	---

改める。

様式第11号から様式第19号まで及び様式第21号中「㊟」を削る。

(静岡市医療法施行細則の一部改正)

第93条 静岡市医療法施行細則（平成15年静岡市規則第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「病院（診療所、助産所）開設者死亡（失そう）届出書」を「病院（診療所、助産所）開設者死亡（失踪）届出書」に改める。

附則様式（注）3を削る。

様式第1号（注）3を削る。

様式第2号中「配ぜん室」を「配膳室」に改め、同様式（注）5を削る。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）3を削る。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第12号(注)を削る。

様式第14号中「病院(診療所、助産所)開設者死亡(失そう)届出書」を「病院(診療所、助産所)開設者死亡(失踪)届出書」に、「失そう宣告」を「失踪宣告」に改める。

様式第15号(注)3を削る。

様式第16号(注)を削る。

様式第18号中「遮へい装置」を「遮蔽装置」に、「遮へい体」を「遮蔽体」に、「遮へい物」を「遮蔽物」に、「遮へい措置」を「遮蔽措置」に改める。

様式第19号から様式第21号までの規定中「遮へい措置」を「遮蔽措置」に改める。

様式第29号(注)を削る。

様式第30号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第30号の2及び様式第30号の3中「㊦」を削る。

様式第31号(注)を削る。

様式第32号(注)を削る。

様式第33号から様式第36号まで及び様式第38号中「㊦」を削る。

様式第39号(注)を削る。

様式第40号及び様式第41号中「㊦」を削る。

様式第42号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第43号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第45号の2中「㊦」を削る。

(静岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第94条 静岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成15年静岡市規則第136号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第6号(注)を削る。

様式第7号(注)を削る。

様式第8号(注)を削る。

(静岡市歯科技工士法施行細則の一部改正)

第95条 静岡市歯科技工士法施行細則(平成26年静岡市規則第47号)の一部を次のように改正

する。

様式第1号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号(注)を削る。

(静岡市毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第96条 静岡市毒物及び劇物取締法施行細則(平成15年静岡市規則第137号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第97条 静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成15年静岡市規則第140号)の一部を次のように改正する。

様式第5号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則の一部改正)

第98条 静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則(平成15年静岡市規則第141号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市興行場法施行細則の一部改正)

第99条 静岡市興行場法施行細則(平成15年静岡市規則第142号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第5号(注)を削る。

(静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部改正)

第100条 静岡市旅館業法等の施行に関する規則(平成15年静岡市規則第143号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注)中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第2号(注)を削る。

様式第5号(注)を削る。

(静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部改正)

第101条 静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則(平成15年静岡市規則第144号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第4号(注)を削る。

(静岡市温泉法施行細則の一部改正)

第102条 静岡市温泉法施行細則(平成15年静岡市規則第145号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第2号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第7号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

(静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則の一部改正)

第103条 静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則(平成15年静岡市規則第146号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第2号(表)(注)を削る。

様式第6号(注)を削る。

様式第12号(注)を削る。

(静岡市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第104条 静岡市クリーニング業法施行細則(平成15年静岡市規則第147号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注)中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第2号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第4号(注)を削る。

(静岡市理容師法施行細則の一部改正)

第105条 静岡市理容師法施行細則(平成15年静岡市規則第148号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第3号(注)を削る。

(静岡市美容師法施行細則の一部改正)

第106条 静岡市美容師法施行細則(平成15年静岡市規則第149号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第3号(注)を削る。

(静岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第107条 静岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成15年静岡市規則第151号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号及び様式第5号その1中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号その2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号その3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第9号及び様式第10号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市と畜場法施行細則の一部改正)

第108条 静岡市と畜場法施行細則(平成15年静岡市規則第152号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則の一部改正)

第109条 静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則（平成15年静岡市規則第154号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第3号（注）を削る。

様式第4号（注）を削る。

（静岡市狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第110条 静岡市狂犬病予防法施行細則（平成15年静岡市規則第156号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「き損」を「毀損」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（裏）中「ちょう付」を「貼付」に改める。

（静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部改正）

第111条 静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年静岡市規則第188号）の一部を次のように改正する。

様式第5号その1中「㊦」を削り、「ねこ」を「猫」に改める。

様式第5号その2中「㊦」を削る。

（静岡市動物愛護館条例施行規則の一部改正）

第112条 静岡市動物愛護館条例施行規則（平成15年静岡市規則第155号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

（静岡市飼い犬条例施行規則の一部改正）

第113条 静岡市飼い犬条例施行規則（平成15年静岡市規則第157号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「おす・めす」を「雄・雌」に改める。

（静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部改正）

第114条 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則（平成16年静岡市規則第87号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1、様式第1号その2、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊤」を削る。

様式第9号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市母体保護法施行細則の一部改正）

第115条 静岡市母体保護法施行細則（平成17年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「失そう宣告の」を「失踪宣告の」に、「受胎調節実施指導員死亡・失そう宣告届出書」を「受胎調節実施指導員死亡・失踪宣告届出書」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第6号中「受胎調節実施指導員死亡・失そう宣告届出書」を「受胎調節実施指導員死亡・失踪宣告届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「失そう宣告を」を「失踪宣告を」に改め、同様式（注）を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正）

第116条 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第3号の2中「設置者名 ㊤」を「設置者名」に改め、同様式（別添）中「㊤」を削り、同（別添）（注）を削る。

様式第4号（注）を削る。

様式第5号、様式第18号、様式第25号、様式第26号及び様式第27号中「㊤」を削る。

様式第28号の2の2中「設置者名 ㊤」を「設置者名」に改め、同様式（別添）中「㊤」を削り、同（別添）（注）を削る。

様式第29号から様式第31号の2まで、様式第35号から様式第37号まで、様式第39号、様式

第40号、様式第41号の2、様式第44号及び様式第45号中「㊟」を削る。

(静岡市立清水病院条例施行規則の一部改正)

第117条 静岡市立清水病院条例施行規則(平成15年静岡市規則第159号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(注)を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式(注)1中「記名し、押印して」を「記名して」に改める。

様式第4号(注)を削る。

(静岡市急病センター条例施行規則の一部改正)

第118条 静岡市急病センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第166号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市立看護専門学校学則の一部改正)

第119条 静岡市立看護専門学校学則(平成15年静岡市規則第163号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)(注)4を削る。

様式第4号(表)中「㊟」を削る。

様式第5号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第6号(注)を削る。

様式第7号(注)を削る。

様式第8号(注)3を削る。

様式第9号(注)3を削る。

様式第10号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

(静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第120条 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成25年静岡市規則第38号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第9号中「㊤」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

様式第13号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

様式第14号中「㊤」を削り、同様式（注）9を削る。

様式第15号中「㊤」を削り、同様式（注）9を削る。

様式第17号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

様式第19号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

様式第21号中「㊤」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第22号中「㊤」を削り、同様式（注）3を削る。

様式第23号（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）（注）を削る。

様式第24号その1（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）（注）4を削る。

様式第24号その2（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）（注）4を削る。

様式第26号（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）（注）7を削る。

様式第28号中「㊤」を削り、同様式（注）3を削る。

様式第29号中「㊤」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第30号（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）（注）6を削る。

様式第31号（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）（注）5を削る。

様式第32号中「㊤」を削り、同様式（注）3を削る。

様式第32号の2（裏）（注）6を削る。

様式第32号の3（裏）（注）5を削る。

様式第32号の4（裏）（注）3を削る。

様式第33号中「㊤」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第35号中「㊤」を削り、同様式（注）5を削る。

様式第37号（表）中「㊤」を削る。

様式第38号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

様式第41号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

様式第50号中「㊤」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第51号中「㊤」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第52号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第54号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第55号（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）（注）5を削る。

様式第56号中「㊦」を削り、同様式（注）を削る。

様式第58号中「㊦」を削り、同様式（注）を削る。

様式第59号中「㊦」を削り、同様式（注）を削る。

様式第60号中「㊦」を削り、同様式（注）を削る。

様式第61号中「㊦」を削り、同様式（注）3を削る。

（静岡市資源循環啓発施設条例施行規則の一部改正）

第121条 静岡市資源循環啓発施設条例施行規則（平成26年静岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号中「㊦」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第7号中「㊦」を削る。

（静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則の一部改正）

第122条 静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則（平成15年静岡市規則第168号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）を削る。

様式第6号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第7号（注）を削る。

様式第8号（注）を削る。

様式第10号（注）を削る。

様式第11号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第13号（注）を削る。

様式第15号（注）を削る。

（静岡市浄化槽清掃業の許可に関する規則の一部改正）

第123条 静岡市浄化槽清掃業の許可に関する規則（平成15年静岡市規則第169号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第5号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第6号（注）を削る。

様式第9号（注）を削る。

様式第10号中「行った浄化槽基数」を「行った浄化槽基数」に改め、同様式（注）を削り、

同様式（添付書類）中「行つた」を「行った」に改める。

（静岡市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第124条 静岡市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年静岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正）

第125条 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成21年静岡市規則第92号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで、様式第7号から様式第11号まで及び様式第13号から様式第15号までの規定中「㊟」を削る。

（静岡市斎場条例施行規則の一部改正）

第126条 静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中「㊟」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第1号その2中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号（注）中2を削り、3を2とする。

様式第3号その1中「㊟」を削る。

様式第5号（注）を削る。

様式第6号（注）を削る。

（静岡市霊柩自動車利用条例施行規則の一部改正）

第127条 静岡市霊柩自動車利用条例施行規則（平成15年静岡市規則第172号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市営墓地条例施行規則の一部改正）

第128条 静岡市営墓地条例施行規則（平成15年静岡市規則第173号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第2号（注）を削る。

様式第3号(裏)注意事項6中「、認印」を削る。

様式第4号(注)を削る。

様式第5号(注)を削る。

様式第9号(注)を削る。

様式第11号中「㊟」を削る。

様式第12号(注)を削る。

(静岡市納骨堂条例施行規則の一部改正)

第129条 静岡市納骨堂条例施行規則(平成15年静岡市規則第174号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第9号及び様式第10号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第130条 静岡市環境影響評価条例施行規則(平成27年静岡市規則第87号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第4号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第6号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第7号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第8号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第131条 静岡市勤労者福祉センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第176号)の一部を次のように改正する。

様式第1号その1(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第2号その1中「すべて」を「全て」に改める。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第6号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第8号(注)中2を削り、3を2とする。

様式第9号中「㊤」を削る。

様式第11号中「勤労者福祉センターの事業計画に関する収支予算書」を「勤労者福祉センター事業計画に関する収支予算書」に改める。

(静岡市良好な商業環境の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第132条 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例施行規則(平成25年静岡市規則第36号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(1枚目)中「㊤」を削り、「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同様式(2枚目)(注)2中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改める。

様式第2号から様式第5号までの規定中「㊤」を削る。

様式第6号中「㊤」を削り、「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改める。

(静岡市ものづくり産業振興条例施行規則の一部改正)

第133条 静岡市ものづくり産業振興条例施行規則(平成23年静岡市規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

(静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部改正)

第134条 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則(平成15年静岡市規則第178号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊤」を削る。

(静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則の一部改正)

第135条 静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則(平成15年静岡市規則第179号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式(注)中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号中「㊤」を削る。

(静岡市産学交流センター条例施行規則の一部改正)

第136条 静岡市産学交流センター条例施行規則(平成16年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第1号の3、様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号中「㊤」を削る。

(静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例施行規則の一部改正)

第137条 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例施行規則(平成19年静岡市規則第78号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第7号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第8号中「㊟」を削る。

(静岡市子どもクリエイティブタウン条例施行規則の一部改正)

第138条 静岡市子どもクリエイティブタウン条例施行規則(平成23年静岡市規則第80号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市温泉条例施行規則の一部改正)

第139条 静岡市温泉条例施行規則(平成15年静岡市規則第180号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)4を削る。

様式第3号(注)4を削る。

様式第5号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

(静岡市温泉浴場条例施行規則の一部改正)

第140条 静岡市温泉浴場条例施行規則(平成15年静岡市規則第181号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部改正)

第141条 静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則(平成15年静岡市規則第182号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(注)を削る。

様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

(静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例施行規則の一部改正)

第142条 静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第183号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市日影沢親水園条例施行規則の一部改正）

第143条 静岡市日影沢親水園条例施行規則（平成15年静岡市規則第184号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市リバウエル井川リフト条例施行規則の一部改正）

第144条 静岡市リバウエル井川リフト条例施行規則（平成15年静岡市規則第186号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例施行規則の一部改正）

第145条 静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例施行規則（平成15年静岡市規則第187号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第6号中「㊟」を削る。

（静岡市都市山村交流センター条例施行規則の一部改正）

第146条 静岡市都市山村交流センター条例施行規則（平成16年静岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例施行規則の一部改正）

第147条 静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例施行規則（平成25年静岡市規則第37号）の一

部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号中「㊦」を削り、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市清水港船宿記念館条例施行規則の一部改正)

第148条 静岡市清水港船宿記念館条例施行規則(平成15年静岡市規則第191号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

(静岡市青葉イベント広場利用規則の一部改正)

第149条 静岡市青葉イベント広場利用規則(平成15年静岡市規則第192号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例施行規則の一部改正)

第150条 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例施行規則(平成20年静岡市規則第88号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(1枚目)、様式第3号、様式第5号及び様式第6号中「㊦」を削る。

(静岡市由比本陣施設条例施行規則の一部改正)

第151条 静岡市由比本陣施設条例施行規則(平成20年静岡市規則第133号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

(静岡市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第152条 静岡市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則(平成15年静岡市規則第194号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正)

第153条 静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第195号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）3を削る。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「㊦」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号（注）を削る。

様式第10号（注）を削る。

（静岡市清水営農飲雑用水施設条例施行規則の一部改正）

第154条 静岡市清水営農飲雑用水施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第196号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊦」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊦」を削る。

様式第5号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊦」を削る。

様式第6号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例施行規則の一部改正）

第155条 静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例施行規則（令和2年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市林業センター条例施行規則の一部改正）

第156条 静岡市林業センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第197号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）

とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市清水森林公園条例施行規則の一部改正)

第157条 静岡市清水森林公園条例施行規則(平成15年静岡市規則第198号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市火入れに関する条例施行規則の一部改正)

第158条 静岡市火入れに関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第199号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

(静岡市漁港荷さばき所建設事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第159条 静岡市漁港荷さばき所建設事業分担金徴収条例施行規則(平成15年静岡市規則第200号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市漁港管理規則の一部改正)

第160条 静岡市漁港管理規則(平成15年静岡市規則第201号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

様式第1号(注)3を削る。

様式第2号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号その1(注)3を削る。

様式第3号その2(注)2を削り、同(注)3中「署名し、又は記名押印して」を「記載して」に改め、同3を同(注)2とし、同(注)4(3)中「(利用者全員が署名し、又は記名押印してください。)」を削り、同4を同(注)3とする。

様式第3号その3(注)3を削る。

様式第4号(注)3を削る。

「亡失 「亡失

様式第8号中 汚損した を 汚損した に、「き損事実」を「毀損事実」に、「き損の」

き損 」 毀損 」

を「毀損の」に改める。

様式第10号（注）4を削る。

様式第11号（注）3を削る。

様式第12号（注）を削る。

様式第13号（注）2を削り、同（注）3中「署名し、又は記名押印して」を「記載して」に改め、同3を同（注）2とし、同（注）4（4）中「(利用者全員が署名し、又は記名押印すること。)」を削り、同4を同（注）3とする。

様式第14号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第15号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第16号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第17号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

様式第20号（注）3を削る。

様式第27号から様式第29号までの規定中「㊦」を削る。

（静岡市広野海岸公園条例施行規則の一部改正）

第161条 静岡市広野海岸公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第204号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市杉尾展望休憩所の管理に関する規則の一部改正）

第162条 静岡市杉尾展望休憩所の管理に関する規則（平成15年静岡市規則第205号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）

とする。

(静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第163条 静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則(平成17年静岡市規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市農業協同組合法施行細則の一部改正)

第164条 静岡市農業協同組合法施行細則(平成17年静岡市規則第49号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第2号の2までの規定中「㊟」を削る。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第6号(注)を削る。

様式第9号その1から様式第9号の2までの規定中「㊟」を削る。

様式第10号(注)を削る。

様式第17号(注)を削る。

様式第18号(注)を削る。

(静岡市養鶏振興法施行細則の一部改正)

第165条 静岡市養鶏振興法施行細則(平成17年静岡市規則第62号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

(静岡市森林法施行細則の一部改正)

第166条 静岡市森林法施行細則(平成18年静岡市規則第180号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)中1を削り、2を1とし、同(注)3中「手続き」を「手続」に改め、同3を同(注)2とする。

様式第3号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第6号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第7号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第8号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

- 様式第9号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。
- 様式第10号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。
- 様式第11号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。
- 様式第12号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。
- 様式第13号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。
- 様式第14号（注）中1を削り、2を1とし、3から8までを2から7までとする。
- 様式第16号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。
- 様式第17号（注）を削る。
- 様式第18号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。
- 様式第19号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。
- 様式第20号（注）中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5とまでする。
- 様式第22号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。
- 様式第23号（注）を削る。
- 様式第25号（注）を削る。
- 様式第26号（注）を削る。
- 様式第28号（注）を削る。
- 様式第29号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。
- 様式第30号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。
- 様式第31号（注）を削る。
- 様式第32号（注）を削る。
- 様式第33号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。
- 様式第34号（注）を削る。
- 様式第37号中「あて」を「宛て」に改める。
- 様式第38号（注）を削る。
- 様式第39号（注）を削る。
- 様式第43号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。
- 様式第44号中「あて」を「宛て」に改める。
- 様式第45号（注）を削る。
- 様式第48号（注）を削る。
- （静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例施行規則の一部改正）

第167条 静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例施行規則(平成26年静岡市規則第117号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

(港湾会館清水日の出センター条例施行規則の一部改正)

第168条 港湾会館清水日の出センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第206号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「㊟」を削る。

(静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第169条 静岡市中央卸売市場業務条例施行規則(令和2年静岡市規則第68号)の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第12号から様式第14号まで、様式第17号、様式第19号、様式第22号、様式第23号、様式第33号から様式第36号まで、様式第39号、様式第40号、様式第42号から様式第45号まで、様式第51号、様式第61号から様式第64号まで、様式第66号から様式第70号まで、様式第73号から様式第77号まで、様式第80号、様式第82号、様式第84号から様式第86号まで及び様式第90号中「㊟」を削る。

(静岡市都市計画法施行細則の一部改正)

第170条 静岡市都市計画法施行細則(平成15年静岡市規則第208号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)5を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第11号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第11号の3中「あて」を「宛て」に改める。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第14号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第15号の2中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同

(注) とする。

様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第21号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第24号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第25号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第28号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第30号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第33号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第35号その1中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第35号その2中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第36号(裏)及び様式第37号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

(静岡市震災による被災市街地復興整備条例施行規則の一部改正)

第171条 静岡市震災による被災市街地復興整備条例施行規則(平成20年静岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

(静岡市地域まちづくり推進条例施行規則の一部改正)

第172条 静岡市地域まちづくり推進条例施行規則(平成21年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第20号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

様式第23号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第24号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則の一部改正)

第173条 静岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則(平成21年静岡市規則第72号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則の一部改正)

第174条 静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則(平成30年静岡市規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する規則の一部改正)

第175条 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する規則(平成15年静岡市規則第209号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注意事項)6を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則の一部改正)

第176条 静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則(平成24年静岡市規則第59号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第2面)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第4号(第1面)中「㊟」を削る。

(租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部改正)

第177条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則(平成15年静岡市規則第212号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)4を削る。

様式第2号(注)6を削る。

様式第3号(注)4を削る。

様式第3号の2(注)6を削る。

様式第3号の3(注)7を削る。

様式第3号の4(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第7号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第9号(注)を削る。

様式第10号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第11号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号（注）4を削る。

（静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業保留地処分規則の一部改正）

第178条 静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業保留地処分規則（平成15年静岡市規則第214号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部改正）

第179条 静岡市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（平成15年静岡市規則第216号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市景観条例等施行規則の一部改正）

第180条 静岡市景観条例等施行規則（平成20年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号、様式第14号及び様式第22号中「㊟」を削る。

様式第25号中「印」を「印」に改める。

様式第29号及び様式第31号中「㊟」を削る。

様式第33号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第37号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第41号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第181条 静岡市屋外広告物条例施行規則（平成15年静岡市規則第218号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の2（注）中2を削り、3を2とする。

様式第3号（注）を削る。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号（注）3を削る。

様式第16号（裏）中「抜すい」を「抜粋」に改める。

様式第21号（注）を削る。

様式第22号（裏）（注）中3を削り、4を3とし、5を4とする。

様式第23号（注）を削る。

様式第27号（注）4を削る。

様式第30号（注）を削る。

様式第33号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第39号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市みどり条例施行規則の一部改正）

第182条 静岡市みどり条例施行規則（平成27年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第9号（表）（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第10号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第13号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市風致地区条例施行規則の一部改正）

第183条 静岡市風致地区条例施行規則（平成17年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第4号（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

様式第8号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第9号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第10号（注）を削る。

様式第11号（裏）中「抜すい」を「抜粋」に改める。

(静岡市都市公園条例施行規則の一部改正)

第184条 静岡市都市公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第219号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第3号（注）3を削る。

様式第4号（注）3を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）を削る。

様式第9号（注）を削る。

様式第22号その1（注）3を削る。

様式第22号その2（注）を削る。

様式第22号その3（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第22号その4（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第22号その5（注）を削る。

様式第22号その6（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第22号その7（注）を削る。

様式第22号その8（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第33号中「㊟」を削る。

様式第36号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第37号（注）を削る。

様式第38号（注）を削る。

様式第40号中「㊟」を削る。

(静岡市立日本平動物園条例施行規則の一部改正)

第185条 静岡市立日本平動物園条例施行規則（平成15年静岡市規則第220号）の一部を次のように改正する。

様式第5号その1（注）を削る。

様式第5号その2（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

(静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部改正)

第186条 静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第222号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号中「㊦」を削る。

様式第6号（注）を削る。

様式第7号中「㊦」を削る。

（静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則の一部改正）

第187条 静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則（令和2年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）を削る。

様式第9号（注）を削る。

様式第10号中「㊦」を削る。

（静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則の一部改正）

第188条 静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則（平成24年静岡市規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（1枚目）中「㊦」を削り、同（1枚目）（注）を削る。

様式第3号中「㊦」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「㊦」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部改正）

第189条 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第225号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）4を削る。

（静岡市駐車場条例施行規則の一部改正）

第190条 静岡市駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第226号）の一部を次のように改正する。

様式第8号及び様式第10号中「㊦」を削る。

（静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正）

第191条 静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

様式第8号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第15号及び様式第17号中「㊟」を削る。

（静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則の一部改正）

第192条 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則（平成20年静岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

（静岡ヘリポート条例施行規則の一部改正）

第193条 静岡ヘリポート条例施行規則（平成15年静岡市規則第228号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市建築基準法施行細則の一部改正）

第194条 静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「㊤」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号中「㊤」を削り、同様式（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第13号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第14号中「㊟」を削り、同様式（注）中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第15号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第16号及び様式第17号中「㊤」を削る。

様式第18号中「㊤」を削り、同様式（注）を削る。

様式第19号中「㊤」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第23号（注）5を削る。

様式第24号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第25号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第27号（注）3を削る。

様式第33号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第34号（注）5を削る。

様式第35号（注）3を削る。

様式第42号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第43号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則の一部改正）

第195条 静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則（平成15年静岡市規則第230号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市大規模集客施設制限地区建築条例施行規則の一部改正）

第196条 静岡市大規模集客施設制限地区建築条例施行規則（平成23年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

様式第3号（第1面）中「㊤」を削り、同様式（第2面）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第6号（第1面）中「㊤」を削り、同様式（第2面）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「㊤」を削る。

（静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第197条 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成20年静岡市規則第209号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削る。

様式第3号（第1面）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削り、同様式（第2面）中

「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正)

第198条 静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部改正)

第199条 静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第235号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）3を削る。

様式第4号及び様式第5号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を次のように改める。

2 回答者が団体の場合は、団体構成員を記載した名簿を添付してください。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を次のように改める。

2 回答者が団体の場合は、団体構成員を記載した名簿を添付してください。

様式第20号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第200条 静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号、様式第7号から様式第9号まで及び様式第12号(1枚目)中「㊟」を削る。

(静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第201条 静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成24年静岡市規則第54号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第12号、様式第13号、様式第18号、様式第22号、様式第23号及び様式第25号中「㊟」を削る。

(静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第202条 静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年静岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第203条 静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年静岡市規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号中「㊟」を削る。

(静岡市道路占用規則の一部改正)

第204条 静岡市道路占用規則(平成15年静岡市規則第236号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市道路管理者以外の者が行う道路の工事等に関する規則の一部改正）

第205条 静岡市道路管理者以外の者が行う道路の工事等に関する規則（平成15年静岡市規則第237号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市東静岡駅南北自由通路の管理に関する規則の一部改正）

第206条 静岡市東静岡駅南北自由通路の管理に関する規則（平成15年静岡市規則第238号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

（静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則の一部改正）

第207条 静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則（平成15年静岡市規則第274号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

（静岡市河川法等施行細則の一部改正）

第208条 静岡市河川法等施行細則（平成15年静岡市規則第239号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部改正）

第209条 静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（平成21年静岡市規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

（静岡市治水交流資料館条例施行規則の一部改正）

第210条 静岡市治水交流資料館条例施行規則（平成21年静岡市規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第2号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市海岸法等施行細則の一部改正）

第211条 静岡市海岸法等施行細則（平成15年静岡市規則第240号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）6を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）5を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）4を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）4を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）3を削る。

（静岡市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正）

第212条 静岡市法定外公共物管理条例施行規則（平成15年静岡市規則第241号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）

とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第18号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第21号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第23号及び様式第24号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市営住宅条例施行規則の一部改正)

第213条 静岡市営住宅条例施行規則(平成15年静岡市規則第242号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)4を削る。

様式第3号(注)を削る。

様式第6号中

「

氏	名	印(年 月 日生)
---	---	---------------------------

 を
 」

「

氏	名	(年 月 日生)
---	---	--------------------------

 に
 」

改める。

様式第7号(注)を削る。

様式第9号(注)を削る。

様式第10号(注)を削る。

様式第12号（注）を削る。

様式第15号（表）（注）を削る。

様式第17号（注）を削る。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

様式第20号（注）を削る。

様式第21号（注）を削る。

様式第22号（注）を削る。

様式第23号（注）を削る。

様式第25号（注）を削る。

様式第27号（注）を削る。

様式第28号の4中

「

氏 名	Ⓜ（ 年 月 日生）
-----	------------

 を
 」

「

氏 名	（ 年 月 日生）
-----	-----------

 に
 」

改める。

様式第28号の5中「Ⓜ」を削る。

様式第28号の7（注）を削る。

様式第29号中「印」を削る。

様式第35号中「Ⓜ」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市改良住宅管理条例施行規則の一部改正）

第214条 静岡市改良住宅管理条例施行規則（平成15年静岡市規則第243号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第2号（注）を削る。

様式第4号中「Ⓜ」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）

第215条 静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第244号）の一部を次の

ように改正する。

様式第1号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第4号(注)を削る。

様式第6号(注)を削る。

様式第9号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第11号(注)を削る。

様式第12号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第14号(注)を削る。

様式第16号中「㊦」を削り、同様式備考1を削り、同備考2を同備考とする。

様式第18号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第19号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第20号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第22号(注)を削る。

様式第24号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第27号中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

(静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第216条 静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年静岡市規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊦」を削る。

(静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第217条 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則(平成27年静岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

請求者	生徒氏名	㊦	を
	保護者(保証人)氏名	㊦	

」

「

請求者	生徒氏名		に改める。
	保護者(保証人)氏名		

」

様式第2号、様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(静岡市世界遺産三保松原保全活用条例施行規則の一部改正)

第218条 静岡市世界遺産三保松原保全活用条例施行規則(平成27年静岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

(静岡市三保松原文化創造センター条例施行規則の一部改正)

第219条 静岡市三保松原文化創造センター条例施行規則(令和元年静岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第3号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第7号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第9号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市火災予防条例施行規則の一部改正)

第220条 静岡市火災予防条例施行規則(平成15年静岡市規則第253号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「実施者印」を「実施者確認欄」に、「工事人印」を「工事人確認欄」に改める。

様式第2号(注)中4を削り、5を4とする。

様式第16号(注)4を削る。

(静岡市危険物の規制に関する規則の一部改正)

第221条 静岡市危険物の規制に関する規則(平成15年静岡市規則第254号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)4を削る。

様式第14号及び様式第15号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第17号中「㊟」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

様式第20号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第21号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第22号及び様式第24号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第25号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第26号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市危険物流出等の事故の原因の調査に関する規則の一部改正）

第222条 静岡市危険物流出等の事故の原因の調査に関する規則（平成22年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「署名し、又は記名押印し」を「記名し」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市火薬類取締法施行細則の一部改正）

第223条 静岡市火薬類取締法施行細則（平成29年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第17号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第24号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第29号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第30号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第32号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第33号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第34号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第35号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第36号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第37号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第38号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第39号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第40号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第41号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第42号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第43号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第44号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第45号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第46号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第49号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第50号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市高圧ガス保安法施行細則の一部改正）

第224条 静岡市高圧ガス保安法施行細則（平成30年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第225条 静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第20号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部改正）

第226条 静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則（平成22年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）3を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第9号

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年8月26日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「記載し、審査請求人が署名又は記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第17条第4項中「記載し、再審を請求しようとする者が署名又は記名押印して」を「記載して」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記載し、審査の請求をする者(以下「請求者」という。)が署名し、又は記名押印して」を「記載して」に改め、同項第2号中「請求者」を「審査の請求をする者(以下「請求者」という。)」に改める。

(静岡市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第3条 静岡市職員の退職管理に関する規則(平成28年静岡市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第4条 職員団体の登録等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第5号

静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年8月31日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則

(静岡市総合運動場条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡市総合運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第9号中「㊦」を削る。

(静岡市体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号中「㊦」を削る。

様式第8号（注）を削る。

様式第9号中「㊦」を削る。

(静岡市城北運動場条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡市城北運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「㊦」を削る。

(静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則の一部改正)

第4条 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（注）を削る。

(静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第5号中「㊤」を削る。

（静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正）

第6条 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号及び様式第5号中「㊤」を削る。

（静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部改正）

第7条 静岡市スポーツ広場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「㊤」を削る。

様式第9号（注）を削る。

様式第10号中「㊤」を削る。

（静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部改正）

第8条 静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第6号中「㊤」を削る。

（静岡市キャンプ場条例施行規則の一部改正）

第9条 静岡市キャンプ場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号備考3を削る。

（静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部改正）

第10条 静岡市清水庵原球場条例施行規則（平成17年静岡市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊤」を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「㊤」を削る。

（静岡市教職員住宅管理規則の一部改正）

第11条 静岡市教職員住宅管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

（静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則の一部改正）

第12条 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則（平成24年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市教育長 様」を「(宛先) 静岡市教育長」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「静岡市教育長 様」を「(宛先) 静岡市教育長」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「静岡市教育長 様」を「(宛先) 静岡市教育長」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市適応指導教室条例施行規則の一部改正）

第13条 静岡市適応指導教室条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市特別支援教育センター条例施行規則の一部改正）

第14条 静岡市特別支援教育センター条例施行規則（平成21年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

（静岡市立高等学校学則の一部改正）

第15条 静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第10号（注）を削る。

様式第11号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市教育センター条例施行規則の一部改正)

第16条 静岡市教育センター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第2号（注）2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第3号（注）を削る。

(静岡市学生寮条例施行規則の一部改正)

第17条 静岡市学生寮条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2及び3を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2及び3を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市博物館条例施行規則の一部改正)

第18条 静岡市博物館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

(静岡市自然の家条例施行規則の一部改正)

第19条 静岡市自然の家条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第4号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第6号（裏）（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

(静岡市浜石野外センター条例施行規則の一部改正)

第20条 静岡市浜石野外センター条例施行規則（平成20年静岡市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第3号備考3を削る。

(静岡市博物館の登録に関する規則の一部改正)

第21条 静岡市博物館の登録に関する規則（平成27年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号、様式第6号及び様式第8号中「㊤」を削る。

(静岡市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第22条 静岡市文化財保護条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第3号（注）を削る。

様式第5号（注）を削る。

様式第14号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市文化財資料館条例施行規則の一部改正)

第23条 静岡市文化財資料館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第5号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第7号（注）を削る。

様式第8号（注）を削る。

様式第9号（注）を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

上下水道局管理規程

【様式は掲載省略】

静岡市上下水道局管理規程第14号

静岡市上下水道局庁舎管理規程等の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年8月30日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局庁舎管理規程等の一部を改正する規程

(静岡市上下水道局庁舎管理規程の一部改正)

第1条 静岡市上下水道局庁舎管理規程（平成28年静岡市上下水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「@」を削る。

(静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部改正)

第2条 静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

様式第4号(注)中2を削り、3を2とする。

様式第6号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第8号(注)を削る。

様式第9号(注)を削る。

様式第10号(注)を削る。

様式第11号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第13号(注)2を削り、同(注)3中「記名押印」を「記名」に改め、同3を同(注)2とし、同(注)4を同(注)3とする。

(静岡市下水道条例施行規程の一部改正)

第3条 静岡市下水道条例施行規程(平成15年静岡市企業局管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第2号(注)3を削る。

様式第4号(注)を削る。

様式第10号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第12号(備考)を削る。

様式第13号(注)を削る。

様式第14号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第15号(注)を削る。

様式第16号(注)を削る。

様式第21号(注)を削る。

様式第24号(注)を削る。

様式第25号(注)を削る。

(静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部改正)

第4条 静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程(平成15年静岡市企業局管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第3号(注)を削る。

様式第5号(注)を削る。

(静岡市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規程の一部改正)

第5条 静岡市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規程(平成16年静岡市企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊸」を削る。

(静岡市私道共同下水管設置費補助金交付規程の一部改正)

第6条 静岡市私道共同下水管設置費補助金交付規程(平成15年静岡市企業局管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊸」を削る。

様式第2号(注)を削る。

様式第4号中

「	住所	「	住所
代表者		を代表者	に改める。
氏名	㊸	氏名	」

(静岡市都市下水路条例施行規程の一部改正)

第7条 静岡市都市下水路条例施行規程(平成15年静岡市企業局管理規程第37号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第2号(注)を削る。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号(注)を削る。

様式第5号(注)を削る。

様式第6号(注)を削る。

(静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第8条 静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成17年静岡市企業局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名又は記名押印を受けて」を「氏名を記載して」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号(注)を削る。

様式第7号(注)を削る。

様式第8号(注)を削る。

様式第9号(注)を削る。

様式第12号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第16号中「㊸」を削り、同様式(注)を削る。

(静岡市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例施行規程の一部改正)

第9条 静岡市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例施行規程(平成22年静岡市上下水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第10号

消防局
各消防署

静岡市消防音楽隊規程(平成15年静岡市消防本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市消防長 小長井 善 文

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第11号

消防局
各消防署

静岡市火災予防査察等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市消防長 小長井 善 文

様式第1号の3及び様式第2号中「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「㊦」を削る。

様式第12号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第13号（注）を削る。

様式第16号（1枚目）中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改める。

様式第19号及び様式第20号中「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第12号

消防局
各消防署

静岡市火災予防等違反処理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市消防長 小長井 善 文

様式第11号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第12号中「すべて」を「全て」に、「徴収します」を「徴収する」に改める。

様式第13号及び様式第15号中「徴収されます」を「徴収する」に改める。

様式第16号（注）を削る。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第13号

消防局
各消防署

静岡市消防局救急業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市消防長 小長井 善文

第53条第2項中「当該事実を確認する医師の署名又は押印」を「医師による当該事実の確認」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第4号（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第14号

消防局
各消防署

静岡市火災調査規程（平成23年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市消防長 小長井 善文

様式第1号（注）を削る。

様式第9号（その1）（注）を削る。

様式第9号（その2）（裏）（注）8及び9を削る。

様式第9号（その3）（注）を削る。

様式第9号（その4）（注）を削る。

様式第11号（注）を削る。

様式第15号（注）を削る。

様式第16号（注）を削る。

様式第17号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第21号（注）を削る。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第557号

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成15年静岡市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

様式第2号（注）を削る。

様式第3号（注）を削る。

様式第5号（注）3を削る。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市告示第558号

静岡市老人ホーム入所者等費用徴収事務取扱要綱（平成15年静岡市告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市告示第559号

静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程（平成15年静岡市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市告示第560号

静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業清算金取扱要領(平成29年静岡市告示第714号)の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

様式第2号(注)7を削る。

様式第3号(注)(8)を削る。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第7号(注)4を削る。

様式第12号(注)を削る。

様式第17号及び様式第18号中「㊦」を削る。

様式第23号(注)を削る。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市告示第561号

静岡へリポート運用管理要綱（平成15年静岡市告示第21号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（裏）中「市長に」を「指定管理者に」に、「市長印」を「指定管理者の印」に改める。

様式第4号（裏）中「市長に」を「指定管理者に」に、「市長印」を「指定管理者の印」に改める。

様式第5号その1中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第7号（裏）中「市長に」を「指定管理者に」に、「市長印」を「指定管理者の印」に改める。

様式第8号（裏）中「市長に」を「指定管理者に」に、「市長印」を「指定管理者の印」に改める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

消防本部告示

静岡市消防本部告示第1号

静岡市防火基準への適合を示す表示マークに関する規程（平成26年静岡市消防本部告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

静岡市消防長 小長井 善 文

様式第3号中「㊦」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第6号中「㊦」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第7号中「㊦」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第8号中「㊦」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第11号中「㊦」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。